

Title	シュルツェ・デーリチュと協同組合運動
Sub Title	Schulze-Delitsch und die Genossenschaftsbewegung
Author	東畑, 隆介 (Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	2007
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.75, No.4 (2007. 3) ,p.105(483)- 133(511)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Wahrend der Revolution von 1848/49 war schulze-Delitsch als Abgeordneter der Berliner Nationalversammlung tatig. Nach dem Scheitern der Revolution verzichtete er auf die politische Tatigkeit und fand ein neues Tatigkeitsgebiet in der Genossenschaft. Er meinte, dass die Genossenschaft die kapitalistische Wirtschaft nicht aufheben, sondern korrigieren sollte. Durch den genossen-schaftlichen Zusammenschluss der Handwerker und der Lohnarbeiter sollte die klassengesellschaftliche Polarisation verhindert und die mittleren Schichten gestarkt werden. Aber die Genossenschaftsbewegung konnte dieses Ziel in den 60er Jahren nicht verwirklichen. Zum Beispiel prosperierten die Volksvereine, aber etwa die Ha'lfte bis zwei Drittel ihrer Mitglieder waren keine Handwerker, sondern kleinere Kaufleute, Fabrikanten, Rentiers und ahnliches. So anderte Schulze seine bisherige negative Haltung gegeniiber der Gewerkschaftsbewegung und bejahte die Koalitionsfreiheit der Arbeiter. Er griindete auch eine liberalistische Gewerkschaft zusammen mit Max Hirsch und Franz Druncker gegeniiber der sozialdemokratischen (ADAV). Aber der erste Massenstreik im deutschen Raum, der der Wardenburger Grubenarbeiter, scheiterte und damit ging die letzte Chance verloren, die liberale Gewerkschaft zu verstarcken und sie der sozialdemokratischen gegeniiberzustellen. Auch die Koalitionsfreiheit wurde von den Rechtsliberalen nicht unterstutzt. Auch in den 70er Jahren lehnte Schulze die sozialde-mokratische, eigenstandige Arbeiterbewegung grundsatzlich ab. So geriet er zusehends in die sozialpolitische Isolation. Die Rechtsliberalen waren mit der Methode der Reichsgriindung von Bismarck zufrieden und vernachlassigten die soziale Reformpolitik, wahrend sie fur Schulze-Delitsch der Kern der Gesellschaftspolitik und fur die Behauptungskraft des Liberalismus auf Dauer unerlasslich war.</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20070300-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

シュルツェ・デーリチュと協同組合運動

東 畑 隆 介

序 論

本稿は近代的信用組合の設立によって没落に瀕していた手工業者の救済を計ったシュルツェ・デーリチュの協同組合の思想・運動の考察を通してドイツの自由主義の特質を説明しようとする試みである。この問題に関してガルは、「自由主義と『市民社会』」、ドイツにおける自由主義運動の性格と発展⁽¹⁾と題する論文で一九世紀前半の自由主義者の将来の社会像を「『中程度』」の存在から成る無階級の市民社会、後ろ向きに公式化すると、家父長制的な基礎に基づく前工業的な、職能身分的に組織された中間身分社会⁽²⁾として捉え、産業革命が進むにつれてこのような古典自由主義的な市民の観念は、新興の有産市民層のイデオロギーと化したと述べている。このよう

に自由主義者の大半は、産業革命とともに成立する階級社会に日和見主義的に順応していったが、一部の自由主義者は、新しい社会状況に直面して国家の介入を拒否する社会発展の樂觀主義から自らを解放して、積極的な社会政策を行う必要を説き、自由主義は、その利己主義的な集団利益が自由主義本来の、最初の目標への対立を強める有産市民との結びつきから自らを解放し、一八世紀の市民階級がそうであったように政治的・市民的同権のために戦っている人たちと手を結ばねばならないと主張した。このような自由主義者として、ガルはゲルヴィーヌスとシュルツェ・デーリチュ⁽³⁾を挙げている。

このようにシュルツェが、彼が代表する一九世紀前半の自由主義者の将来の社会像を産業革命以後展開する新たな社会状況の下で如何に維持しようとしたかを描く

ことが本稿の課題である。

一

ヘルマン・シュルツェは、一八〇八年八月二九日に世襲領主裁判官 (Patronialrichter) 兼アウグスト・シュルツェ市長、アウグスト・ヴィルヘルム (August Wilhelm) の息子としてデーリチュで生れた⁽⁴⁾。一二歳のとき (一八二一年) 近くのライプツィヒにある伝統あるニコライ学校 (Nikoleischnle) に入学、次いでライプツィヒと、ハレ両大学で法学を勉強した。ハレ大学在学中に深めた音楽と文学への愛は、彼の仕事の中で大きな場を占めた。音楽、文学、芸術への愛は他方面の教養ある人間、卓越した精神の持ち主に彼を形成した。ナウムブルク (Naumburg) の地方上級裁判所の一次試験に合格した後、一八三二年五月から一八三三年の秋までそこに勤めた。更に二次試験に合格した。ヴィッテンベルクでの約六ヶ月の滞在後、一八三四年四月に再びナウムブルクへ戻り、三次試験の準備を始めたが、一八三五年から二年間、デーリチュで病気になった父の代理をするために受験準備を中断しなければならなかった。一八三七年の終わりから一八三八年の初めにかけて、ベルリンで三次試

験に合格、地方上級裁判所試補に任命され、最初はナウムブルクの地方上級裁判所に、次にベルリンの最高法院 (Kammergericht) に採用された。一八四〇年秋にシュルツェは、デーリチュで彼の家族と親しい世襲領主裁判官が病気になると彼の代理としてデーリチュに招かれた。その裁判官が翌年亡くなると、彼の後継者になり、プロイセンの世襲領主裁判権が条令によって廃止される一八四九年の初頭に至るまでその職務を司った。デーリチュの世襲領主裁判官の地位は、彼に住民の経済状況への精確な洞察を与え、いわばその経済・社会政策の規定の軌範を彼に提供した。

ここでデーリチュ郡が属していたザクセン州の経済状況⁽⁵⁾を一瞥すると、一八三七年には全人口の七〇・七%が農村人口に数えられ、僅かに二九・三%が都市人口に数えられた。従って経済全体は圧倒的に農業的な構造であった。工業の分野では手工業が優勢であった。それにもかかわらず、工業化への最初の萌芽は既に認められ得た。例えば砂糖製造であるが、一八三五年に六工場が設立され、その翌年にはほぼ同数の工場が、一八三八年には一四工場が設立された。砂糖製造が燃料の需要を促進すると、それと並行してあらゆる分野における機械化によつ

た。ここでデーリチュ郡が属していたザクセン州の経済状況⁽⁵⁾を一瞥すると、一八三七年には全人口の七〇・七%が農村人口に数えられ、僅かに二九・三%が都市人口に数えられた。従って経済全体は圧倒的に農業的な構造であった。工業の分野では手工業が優勢であった。それにもかかわらず、工業化への最初の萌芽は既に認められ得た。例えば砂糖製造であるが、一八三五年に六工場が設立され、その翌年にはほぼ同数の工場が、一八三八年には一四工場が設立された。砂糖製造が燃料の需要を促進すると、それと並行してあらゆる分野における機械化によつ

て機械の需要が増大した。その結果プロイセン・ザクセンにおいて一八四六年に最初は一三六人の労働者を有する二〇の機械工場が、一八五八年には既に二、六〇七人の労働者を有する三八の機械工場が存在した。それにもかかわらず四〇年代の工業発展は未だその緒にいたばかりであった。ドイツの全領域においてそうであったように、ザクセン州においても手工業が、一九世紀の前半に人口の増加の大部分を受け止めねばならなかった。

シュルツェは、時代の中心の社会問題状況——農村の下層階級、都市及び農村の手工業、デーリチュに隣接するアイレンブルク (Eilenburg) 市の工場労働者の状態——を観察することができた。アイレンブルクでは、一九世紀初頭以後サラサ染めが発達した。一八四八年に三つの最も大きなサラサ染めは、約九、〇〇〇人の総人口で一〇一〇人の労働力を雇っていた。労働者の総人口に占める高い割合は、何らかの社会政策的な措置を講ずることを余儀なくさせた。

一八四九年に開業医アントン・ベルンハルディ (A. Bernhardt) がとくにアイレンブルクの工場労働者に関して「疾病救済組合」(Krankenunterstützungsverein) を設立し、一八五〇年には有名なアイレンブルクのサラ

サ工場主カール・デゲンコルプ (K. Degenkolb) がドイツ最初の経営代表委員会を設立した。アイレンブルクと対照的に僅か五、〇〇〇人の住民しかないデーリチュは、四〇年代の終わり頃まで未だ小都市であった。工場労働者の問題はここでは全く知られておらず、五〇年代の初めに至ってもデーリチュの人たちは主に手工業と農耕によつて暮らしを立てていた。

シュルツェの環境と彼の直接の活動領域——ザクセン州及びデーリチュ、アイレンブルク州があるデーリユ郡——にとつて特徴的だったのは、近代工業の萌芽と未だかなり農業的・小工業的構造の経済との衝突であった。一方では三月前期の手工業にとつて特徴的な定員過剰の問題が、他方では工業の中心地であるアイレンブルクにみられる近代の賃金労働者の成立と結びついた問題があった。このような背景からシュルツェは社会問題に対する特別の関心を発達させた。

一八四〇年以後あらゆる地域での協会の発達が見られた。例えば全国的な、部分的に大衆的・民主的な性格を有する唱歌・体操協会が成立した。当時(三月前期)政党は禁止されていたので、これらの諸協会の政治的な重要さは増大し、いわば「市民階級の政治的意志の捌け

口」となった。シユルツェは、一八四五年に設立された体操協会の指導に加わり、一八四六年には自ら唱歌協会を設立した。

デーリチュ郡においてシユルツェは郡裁判官としての彼の役職と唱歌協会の指導者及び体操協会の共同組織者として知られ、評価されていたが、一八四六年の凶作を契機として設立された救援委員会が彼の名声を高めることになった。この委員会は富裕で著名な市民から成り、募金を実施し、製粉所とパン製造所に融資した。大量に購入した穀物から製造したパンを廉価或いは無料で困窮者に引き渡した。全ドイツで暴動が起こり、穀物貯蔵室が略奪されたとき、デーリチュでは穀物が十分支給されていたので、市民の保護のために軍隊を派遣しようという郡長の申し出を断ることができた。

一八四八年三月に革命が起こると、シユルツェはデーリチュ郡の住民によってベルリン国民議会の議員に選ばれた。国民議会は右派、左派と二つの中間党派——ドゥンカー・コツシュ (Duncker-Kosch) の中央派 (左翼中央派) とロトベルトウス (Rodbertus) の党派——の四つの党派から成ったが、シユルツェはロトベルトウスの党派に属した。この党派の指導的なメンバーの中で、シ

ユルツェは革命中直接社会問題の解決のために活動した唯一の議員だった。彼は自ら希望して国民議会の設立した「手工業の事情をとくに顧慮した商工業委員会」の一員に選ばれた。八月三日に「手工業者委員会」がその最初の会議のために召集され、シユルツェを議長に選んだ。約一、六〇〇の請願が「委員会」に送付された。その%は、手工業者と中小工業者のグループからのものであった。請願で唱えられた要求のすべてがツンプト制への復帰を目的としていた。委員会はその活動の結果として国民議会に営業の自由の廃止、義務的な資格証明の再導入、イヌング強制を目指した現行の営業法の改正案を提出することを意図した。⁽⁷⁾次に議長として委員会の会議を主宰したシユルツェ・デーリチュが手工業者問題にどのような態度を取っていたかを見ると、一八四八年七月一日にデーリチュの彼の選挙人に宛てた手紙で「都市全体、とくに手工業者と労働者の状況は、(農村におけるそれよりも) 遙かに困難である。何故なら時代の全社会的欠陥がここを襲うだけでなく、営業の自由の信奉者すべて——その大部分は事態を実際に全く知らず、空虚な理論で世界に役立つ⁽⁸⁾として人たちが——がそれと戦っているからである」と述べ、七月一日に営業の自由の三

つの制限⁽⁹⁾を計画した臨時營業法を「商・工業委員会」に提出した。従つてこの段階では、シュルツェは未だ營業の自由に対する介入に明らかに賛成していた。「手工業者委員会」での活動中に初めて營業の自由の法的な制限は手工業に何らの救済ももたらさず、工業の發展と歩調を合わせる……試みだけが手工業に救済をもたらすという確信を持つに至つたように思われる。またシュルツェは、手工業者運動と労働者友愛会という革命期の二つの社会的な主要な潮流から刺激を受けた。後年の組合の計画において、手工業者運動から生じた小工業経営者のための資本の合理的な調達と利用に関する實際的・実用的な理念と労働者友愛会によつて宣伝された自由な組合の基盤に基づいた「勤労階級」の自助の理念とを結びつけた。

政治の面では、一八四八年秋以来反革命が進行した。一月二日国王はブランデンブルク將軍を首相に任ずるとともに、一月八日国民議會にベルリンからブランデンブルクに移つて、一月二七日まで休会することを命じた。右派議員の大多数は即座にそれに従つたが、あとに残された残部議會は一月一五日に納税拒否を決議して、国民議會の移転と休会に抵抗しようとしたが、ブラ

ンデンブルク内閣は軍隊を使用して議會を威嚇し、一月一五日に議會を解散させた。その後国民議會はブランデンブルクで再開されたが、国王は一月五日議會に解散を命じた。一八四九年二月二六日に議會が召集されると、シュルツェは四月二七日に議會が解散されるまで第二院の議員として活動したが、一九四九年五月の三級選挙制の導入以後二度と立候補しなかつた。

二

一八四九年一月二日、彼の役職であつた世襲領主裁判官は廃止された。一八五〇年三月にシュルツェはポーゼン州のレッシエン (Wreschen) の裁判官補佐に任命されたが、政治的な理由で禁止されたデーリチュエへ里帰りしたため、一カ月の給料相当の罰金を課せられ、それを支払うことができなかつたので、辞任した。五一年一月デーリチュエに帰り、五三年以後彼の弁護士事務所⁽¹⁰⁾の補佐者を勤めた。一八四九年から五八年までの九年間狭義の政治活動は殆ど全く抑制された。反動の時期にシュルツェを監視した警察のスパイは、直接の政治活動を許しなかつたが、より広範囲に及ぶ政治的目標を追求する經濟組織⁽¹⁰⁾の建設は許可した。

シユルツェは新たに開始した経済の時代にふさわしい新しいものが見つけ出されねばならないと堅く確信していた。この新しいものを彼は「協同組合」⁽¹¹⁾の中に見出した。一八四九年の夏デーリチュで彼のイニシアチブによって疾病共済組合(Krankenkasse)と「死」共済組合(Sterbekasse)⁽¹²⁾が成立した。これらの組合には組合員の同権という協同組合的・民主的な特徴や連帯的な自助が欠けていた。それでも一八五〇年の初頭には三〇〇人の組合加入者がいた。

シユルツェは粘り強く困窮した中産階級に有効な援助をするという彼の意欲的な目標を追及した。一八四九年の末にデーリチュで指物師と靴屋のための原料品協同組合の設立を提案した。両組合にとって必要な経営資本は、組合員の入会金と出資と起債によるものであった。両協同組合の活動⁽¹³⁾は、その仕事に応じてさし当って加工に必要な原料、道具、他の必需品の大量購入に及んだ。そのさいに仲買業を除外することによって大きな利益がもたらされた。その利益は組合員に払い戻された。組合員に対しては現金払いの原則が守られたが、シユルツェのデーリチュからの退去後、組合がこの原則から逸脱して掛売制度を採用すると次第に衰退して、一八五二年にはそ

の年間売上高は五〇%減少した。数年後に組合は解散した。靴屋の組合はより持続的な成果を収めることができた。それは指物師の組合より多額の経営資金をもって出発したので、ライプツィヒとブラウンシュヴァイクの見本市で大量に原料を購入できた。ライプツィヒの見本市では、組合はそれに加したすべての靴屋のための共通の売店を経営した。この組織は組合員に相当の出資の利益だけでなく、販売の可能性をも広め、新しい取引上の関係を結ぶことに寄与した。靴屋協同組合は、大火のため全金庫が無に帰した一八六七年までその全組合員の利益のために活動した。それに続く二年間それは解散したが、二〇年後デーリチュの靴屋によって新しい原料組合が設立され、現在に至るまで存続している。

原料品購買組合の成功は、有能で勤勉な手工業者から彼等の職業活動を利益あるものにし、採算の取れるようにする可能性を奪うのは資本と信用の不足であるというシユルツェの見解を強めた。これらの不足を彼は一八五〇年三月にデーリチュの市民に手工業者により良い条件で金を貸す前貸組合(Vorschussverein)の設立を呼びかけることによって取り除こうと試みた。同年六月始めにこの組合は設立された。その構造の点でそれは未だは

つきりした慈善的な性格⁽¹⁴⁾を有しており、組合員の自助と連帯の特徴は未だ全く見られない。一八五〇年にシュルツェは、『営業・労働者協同組合についての報告⁽¹⁵⁾』という最初の著書で彼の仕事の初めての成果について報告している。ここでは最初の協同組合の組織が近代の協同組合とは本質的に異なる特質を示していることが確認される。シュルツェは独立していない賃労働者と大部分が独立している手工業者の間にはつきりした境界線を引かず、両者が同じ経済的な条件に服していると見なしている。

原料品組合に対して示された強い関心と反対に前貸組合への参加は弱く、すぐ続く時期には後退した。シュルツェは、組合員の出資による資本の形成を重要視し、非組合員への信用供与を全く中止し、連帯責任を採用することによってデーリチュの組合の再建に着手した。その成果は直ぐ現われた。

一八五三年三月にシュルツェは『ドイツの手工業者及び労働者のための協同組合読本⁽¹⁶⁾』という題名の著書を刊行した。彼は最初の著書で既に国家から手工業の援助を期待することに反論していたが、今回はよりはつきり、より厳しく意見を述べた。彼は、一切の幸福を国家から期待する社会主義の理念を激しく非難して、自助に基づ

いた組合員の自由な決議から生じた協同組合をそれに対立させた。手工業者に対して彼は古い形態と秩序を取戻したいと願わず⁽¹⁷⁾、資本の優勢、工場或いは商業の干渉のことで苦情を言わず、資本を自らに従わせ、工場生産的にまた商業的に組織された経営の利益を我が物にすることを勧めた。

シュルツェは、彼の協同組合を革命期の二つの巨大な社会的潮流——全ドイツ労働者友愛会と手工業者の運動——に結びつけた。彼は自分の創設した最初の協同組合を、これら二つの運動のその時々⁽¹⁸⁾の肯定的な面の結合と見なした。すなわち協同組合運動は、労働者友愛会の自助と自己組織という積極的な面を引き継いだ。他方手工業者運動は、組合の理念の実際の現実化への道を指し示した。

労働者友愛会の業績は、シュルツェにとって本質的に営業の自由と「労働者は援助され得る前に彼等の状態の改善に自ら着手し、自力で統一的な組織に到達せねばならない⁽¹⁸⁾」という事実の承認にあった。またその組織については、それが中央委員会、地区委員会に関して余りにも中央集権的に「上から下へと」組織され、それによつて全組織は頂点を得たが、十分な基礎を得なかつた⁽¹⁹⁾と

批判している。また革命期の手工業者運動が最初の協同組合運動の形成に対してもつ価値を強調した。⁽²⁰⁾

シユルツェによると、協同組合は、もはや身分的に秩序づけられていず、個別化と個人の原則のとりことなつた社会にそれにふさわしい程度の連帯を再び戻す。但し社会主義者の考えるように個人の原則を全く粉碎することなしにである。万人にとっての平等でなく、経済競争における万人に対する「平等な条件」⁽²¹⁾をシユルツェは創り出そうとした。「資本から国民経済におけるその重要さを剥奪する代わりに、その利益を資産のない者にも手の届くようにする」⁽²²⁾ことである。

シユルツェにとって手工業の安定化は本質的な目標であった。けれども彼は、そのために彼が文化の進歩そのものと同一視した産業の進歩の必要と賃労働者を、いや全社会を含む改革の必要を忘れなかった。

手工業の安定化は、シユルツェにとって、「下」への隔絶化を意味せず、反対に賃労働者の物質的状态の改善を可能にするべきであった。賃金基金説から出発して、彼は求職者の不足或いは賃金基金の増大の中のみ賃金を絶え間なく高める道を見た。これは手工業の安定化或いは原料・信用組合の援助による個々の小親方の企業家

への昇進ともはや独立的な生産能力のない手工業者と賃労働者の生産組合への結合によって可能である。⁽²³⁾「一方の側から富は幾分より控えめな規模を受け入れ、他方の側では窮境は益々減少し、状況は全体の裕福のレベルに近づき始める。それによって拝金主義にも限界が設けられる」⁽²⁴⁾「さまざまな協同組合が、手工業者にさらに引き続き自立を可能にすべきであり、生産労働組合が賃労働者を助けて自立を得させるべきである。この点でシユルツェは伝統、彼の名づけた「古い手工業の主な恵み」を受け継いだ。前工業的な状態への復帰に賛成することからは程遠かった。従って彼は工業制度それ自体を批判せず、「経済的進歩から全く違った恵みを受けた二つの階級への社会の崩壊」⁽²⁵⁾を批判した。経済諸組織、協同組合における協力は、社会の余り恵まれていない集団に自立と安寧への上昇を可能にするべきであった。それ故に協同組合は資本主義経済制度を廃止せず、修正すべきである。「財産市場社会」⁽²⁶⁾にとって典型的な同等でないものの間の競争は、市場において弱者に有利に修正されるべきである。シユルツェは、この点でその基本的な基準が同等のものとの間の競争であった前工業的な、未だ主として手工業的な構造の「単純な市場社会」の観念に方向

づけられていた。一方において資本主義的企業家と他方において手工業の親方と賃労働者の間の競争は、「単純な市場社会」に支配的な同等のものとの間の競争の模範に従って変更されるべきであった。前工業的な状況への復帰でなく、下層階級にも「経済的・文化的」に「市民社会」の中心に「入り込む」可能性を与えるための資本主義の経済制度の修正がシュルツェの目標であった。彼は分業的な、産業社会の発展を原則的に支持はしたが、それは小営業者と生産協同組合に組織された賃労働者より大きな、より資本力のある企業家との競争を可能にするかぎりにおいてであった。産業化について語るとき、彼は近代的な産業を持つ大衆社会でなく、未だ極めて僅かしか発展していない産業を有する社会を思い浮かべていた。

このような観念の枠内において、賃労働者の統合の問題よりも発展した産業に対する手工業の維持に関する問題がより重要であった。

けれどもその場合、「さし迫った二階級社会の危険の中での防衛的に考えられた中産階級の維持だけ」⁽²⁶⁾が問題なのではなく、下層階級に対しても中産階級への道を可能にする試みが問題なのである。市民的中産階級は、労働

者に対して開かれていくべきである。すなわち賃労働者は、生産組合への結合によるか或いは増大する裕福への参与（利益参加）によって統合されるべきである。シュルツェは階級社会的な対極化を拒否し、そのかぎりにおいて「階級のない市民社会」という初期自由主義の未来像⁽²⁷⁾に固執したが故に、前産業的な状態への復帰を拒否した場合でさえも、手工業者と労働者の協同組合組織を要求した。そのかぎりにおいて彼は一八五・六〇年代に広範に流布したマンチェスター的な「社会発展の樂觀主義」から離れた。

三

協同組合は、一般的な政治的自治の一種の予備校の機能を果たすべきであった。一般的な自治（*Selbstregierung und Selbsterwaltung*）制度の最下位の段階として協同組合は、「公共心」を高める任務を引き受けるべきであった。⁽²⁸⁾それを越えて協同組合には、組合員に自治の基本的な形態を覚え込ませる任務があった。この目的のためにシュルツェは、協同組合のすべての決議への組合員の最大限可能な参加を計画した。

デーリチュの最初の協同組合⁽²⁹⁾は、革命期の民主的・社

会改革的傾向の運動、とりわけ労働者友愛会の活動に直接結びついていた。故意に非政治的にみせかけた組合が、非合法に追いやられた運動に代わった。デーリチュの近隣の都市アイレンベルク (Eilenberg) においても同様であった。ここでは一八五〇年三月に靴屋協同組合、四月に織布協同組合が設立された。一八五・六〇年代にはデーリチュやアイレンブルク以外の地域においても経済協同組合と自由主義的・民主的な反対派との間には強い関係があつた。後者の目標は、工業中産階級——職人と労働者——の物質的狀態の引き上げだけではなく、それを越えて民主的で、明確な自由主義的な目標の達成のための一種の国民的運動の組織であつた。この意味でシュルツェ・デーリチュは、憲法紛争の時代に「時代の偉大な経済的・政治的課題をともし果たすことを助ける」ように市民階級に求めることができた。

「運動の発生地」であるザクセン州から始まって最初の七—八年の間、初めは緩慢に、次には著しく加速されて、一八五九年に至るまで（ドイツ・オーストリアを含む）ドイツ領にシュルツェ・デーリチュの方式に基づく約三〇〇の経済協同組合が徐々に成立した⁽³⁰⁾。また絶対的な連帯の原理に基づいてほぼ二〇〇の信用組合が形成さ

れた⁽³¹⁾。一八五九年にそれらの行った前貸しは、シュルツェによつて六〇〇万ターレルと見積もまれた。その他に信用組合と違つたタイプの約一〇〇の組合が存在した。これらの過半数の $\frac{5}{6}$ は原料の購入に携わり、 $\frac{1}{6}$ は商品の共同の貯蔵に携わつた。

一八五九年の協同組合制度の年次報告においては、賃労働者のための消費組合も生産組合も問題にされていない。それらはともに根を下ろさなかつた。シュルツェは、手工業者生産協同組合の発展をドイツの手工業者に未だ「支配的な、孤立しがちな、嫉妬深い意味でだけの仕事の独立」のせいにしたが、「協同組合の最も完全な段階としての」生産協同組合への発展の必然性については堅く確信していた⁽³²⁾。

原料品購買・共同販売組合 (Rohstoff- und Magazin-verein) と反対に信用組合においては、社会的な担い手は手工業者だけに限られなかつた。それは一部分は、被傭者、官吏及び上級中産階級の構成員（商人、小工場主、自由職業的な仕事をしている者）を含んでいた。これらのグループは、営業の自由に対して開放的な手工業者とともにダイナミックな、シュルツェの組合制度の発展を促進する要素を構成した。一八五〇年代には既に——シ

ユルツエの意図しなかつた——過程がはつきりし始めた。信用組合は、数的に他のすべての組合を凌駕したばかりか、益々その社会的構成を変えた。それは手工業者ばかりでなく、上級の中産階級の職業グループを益々強く引きつけた。⁽³³⁾

四

一八五七年九月にフランクフルト・アム・マインで第二回国際慈善会議が開催され、シユルツエは、そこで組合制度のために宣伝的に働きかけることができるという期待をもってそれに参加した。しかし協同組合問題を総会の議題にのせるといふ彼の希望は満たされなかつた。しかしこの会議から組合制度を討議の中心とするドイツ経済学者会議が誕生したという点で、会議は協同組合の発展にとって重要であつた。

フランクフルトで、慈善会議に出席したドイツの代表者を前にして協同組合について感動的な講演をする機会がシユルツエに与えられた。しかし彼が実際の勝利を得たのは、翌年九月二〇日、ドイツ経済学者会議がゴータで第一回会議を開いたときである。⁽³⁴⁾ 会議は組合の形成は国家によってでなく、中小工商业者と労働者階級の任意

の独自の意志から生まれるものでなければならぬと宣言した。前貸組合、貸付金庫、特殊産業の原料共同購入のための組合、消費組合が貧しい中小工商业者、労働者の自己繁栄のための手段として勧められた。全組合員の組合の義務に対する無条件の連帯責任が実際に確認されていることが表明された。結局会議は、ドイツ国民が一致してシユルツエ・デーリチュの非利己的な努力を支持し、彼の創設した協同組合組織を採用するように叫びかけたのである。

ゴータの会議でシユルツエは、次回に協同組合について詳細な報告をするように依頼された。一八五九年の第二回会議では、彼の提案により協同組合を「*Association*」⁽³⁵⁾という言葉で *Genossenschaft* に変えることが決議された。「国内に前貸組合が根づかなかつた都市はなく、それがその施設の量やそれに加わつた小営業者の数によって大銀行企業を援助することが許される時代はもうそれほど遠くはないだろう」と、一八五五年の報告で述べられた彼の予言は急速に実現した。一八五八年の末には、二〇八万六〇三六ターレルを前貸した一一、一八三人の組合員を有する四五組合について彼は報告しているが、⁽³⁷⁾ それによると当時すでに一一一の前貸組合が存在してい

た。しかしこの運動には組織的な結びつきがなかった。また協同組合についての立法がなかったため、裁判に統一性がなく、そのため組合の側から絶えず増大する問い合わせが殺到した。この問い合わせに回答する仕事は彼の負担をますます重くした。このようにして現存の組合の団結が促された。一八五九年の精霊降臨祭週には、二九組合から三八人の代表者がシユルツェの呼びかけでヴァイマルに集まって、「信用を必要とする中・小業者の自助に基づく第一回ドイツ前貸・信用組合合同会議」を開いた。この会議で組合の結びつきを開き、組合との書簡の交換を行う中央通信事務局の設立が決議された。各組合がその年純収益の五〇%を中央事務局に支払うことによって、費用が調達されねばならなかった。資金の利用は、中央事務所を一任されたシユルツェの裁量に任された。一八六一年の末には二〇八の協同組合が中央通信事務局に加わったので、翌年、「ドイツ営業・経済協同組合弁護団」(Anwaltschaft der Deutschen Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften) という名称がそれに与えられた。シユルツェはその最初の弁護士になり、生涯の終わりまでその地位に留まった。

五

一八六一年初頭以来、シユルツェは政治活動を再開した。すでに一八五九年に彼はベニヒゼンとともに「国民協会」(Nationalverein) を設立した。彼は財政的な損失を危惧して会費の値下げに反対した。³⁹一八六〇年三月に国民協会の委員会によってなされた三ヶ月の分割払いの決議に対してすら反対した。労働者の側からの強められた攻撃にさらされているのに気づいた一八六三年に漸く、労働者が毎月の募金を自ら組織するという前提の下に毎月月の分割払いを受け入れる用意があることを表明した。彼によれば、労働者は政治生活に参加できる。彼等がその貯金を彼等の物質的な境遇の保証のために使うか使わねばならない場合、彼は「国民協会の名誉会員」として彼等を歓迎した。⁴⁰彼には、労働者は自らの政治的利益を代表する権利を持つ自主的な社会集団であるとは思えなかった。労働者は努力してある程度裕福になり、然る後に政治的な協会生活に参加すべきである。労働者について語るとき、シユルツェは近代的な工業労働者でなく、手工業の親方、職人、賃労働者から成る社会階層を考えていた。この彼の考えは、一八六一—六二年の経営規模

の統計と関連している。この時期にプロイセンでは、五〇人以上の被傭者を持つ企業に約三〇万人の労働者しか働いていないのに対して、他の工業で働いている労働者、手工業の親方、職人はほぼ一五〇万人⁽⁴¹⁾であった。従って当時の社会・経済的事情では、市民とプロレタリアとの間の境界線を余りはつきり引くことはできなかった。それ故にシュルツェは、政治的な変革に関心を持つ集団を比較的同質なものとして認めていた。会費値下げの拒否は、そのかぎりエリート的・排他的な性格を持たなかった。すべての人が、協同組合の援助でもって財産ある、政治に参加する市民の社会に適合するようになるべきであった。

シュルツェは、一八六一年三月にプロイセン下院の補欠選挙に立候補し、当選した。二月二十六日の選挙演説⁽⁴²⁾で理念でなく、事実を顧慮する政策を公然と支持して、四八年の革命中の彼の活動とかかわりのないことを表明した。すなわち彼の目的は一八五〇年の現行憲法の改正でなく、憲法の諸規定の忠実な履行だったのである。そのため大臣は彼等が約束したことを本当に実行し、「旧制度の違法的な行き過ぎを力強く処理する。一言で言えば、警察的な専横の国家を法治国家に移す⁽⁴³⁾」ことが

問題である。彼は更に一步を進めて、「大土地所有と大工業は、重要な知的能力によって議会で十分に代表されている⁽⁴⁴⁾」という理由から「中・小商工業者階級の利益」を擁護する意志を表明することによって社会問題を論じた。協同組合制度の組織を越えた時代の社会問題に対するシュルツェの政治的関心は手工業に集中した。一八六一年秋の選挙を顧慮して、シュルツェは手工業者問題についての小冊子を作成した。その中で彼は、手工業者がツンフト的に組織されることが不可能であることを彼等に納得させ、手工業者の要求に応じた一八四九年の営業条令が、その部分的な解決でもって彼等の利益になるよりもむしろ不利益になることを立証しようと試みた⁽⁴⁶⁾。手工業者の要求するツンフト的営業制度への完全復帰は、狭い範囲の手工業者には役立つかもしれないが、ツンフト的な特権から除外された手工業者、職人、労働者を失業させる。たった一つの階級の利益のための工業の成長の縮小は全く不可能であると、彼は述べている。

国民経済会議、国民協会及び進歩党という三大自由主義組織の設立の年（一八五八、一八五九、一八六一年）は、シュルツェにとって中心的な社会政策的・政治的要素を放棄することなく実政策的な政策を営む試みと結びつ

いていた。

一八六二・三年に新しい内政状況が生じた。プロイセンの実際の政治的意図への幻滅からシュルツェは、一八六七年以降、反対派の路線（軍制紛争から憲法紛争へ）に移行した。それまで妥協の決まり文句の背後に隠されていた国民協会・進歩党内の意見の相違がはっきり現われて、遂に一八六七年に党は分裂した。

社会政治的にもシュルツェは、オフ・サイドの状態に陥った。国内の自由主義化と結びついて彼にとって労働者の市民社会への融合の希望もまた国民的統一の希望と結びついていた。プロイセンの急変とともにこの希望は挫折せねばならなかった。それと同時に協同組合制度は、狭い意味での労働者の物質的問題を解決するのに益々適していないことが明らかになった。政治・経済的両要素は、シュルツェにとつてその社会政策の修正とこの問題での彼の立場のある種の急進化のきっかけとなった。このこともまた自由主義陣営の中で彼を孤立させた。

六

シュルツェがかつて想像したのであろうよりも急速に進歩党における自由主義と民主主義の個々の党派の間に結

ばれたばかりの連合は再び危険にさらされた。

軍事問題におけるプロイセン政府の行動がそのきっかけを作った。軍隊の紛争が憲法紛争に拡大した後、一貫して合憲的に保証された下院の予算権に固執し、この点で如何なる妥協も拒んだのは、シュルツェと進歩党の左翼であった。進歩党内に支配している意見の相違は、右翼と結ぼうとするシュルツェの気持ちに絶えず減少させ、遂に事後承認法案の拒否による決裂を甘受させるに至つた。⁽⁴⁷⁾ 彼及び如何なる妥協を拒否する左派自由主義者には必要な大衆の支援が欠けていた。工業化が開始されたにもかかわらず、未だ遥かに優勢だった農村の住民は⁽⁴⁸⁾むしろ保守的な考えを抱いているか、或いは選挙のさいには大土地所有者によって保守的な方向に押しやられた。手工業者の一部は自由主義の経済政策によって彼等の未来が奪われたのに気づき、保守的・団体主義的な約束に従った。労働者は工業の発展の状態に相応して数的には未だ僅かだった。⁽⁴⁹⁾ そのかぎりにおいて、労働者は六〇年代には、かなり自由主義的な思想傾向にもかかわらず、進歩党に対して「大衆の基盤」として役立ち得なかった。有産市民は全く妥協的で、彼等の経済的利益を守るためには、憲法紛争中の政治的目標を進んで放棄しようとし

た。

北ドイツ連邦の憲法が可決された直後に、シユルツェは国民協会を脱会した。彼の脱会は、国民自由主義者によって承認された国内改革の断念に対する抗議であった。国内における自由主義化と結びついた国民的統一の挫折は、同時にシユルツェの労働者の統合への希望を打ち砕いた。憲法紛争において既に独立の労働者運動の設立が開始されていた。自由主義と市民的民主主義からの労働者運動の分離は同時に自由主義の社会政策の構造的弱体化が明らかになることによって促進された。自助の原則に基づくシユルツェの型に従った協同組合制度は大幅に中産階級的な方向に発展し、本来の労働者問題は顧慮されなかった。

七

一八六三年に行われたドイツ労働者協会 (A D A V) の設立は、ほとんど純粹な中産階級的に発達したシユルツェの協同組合制度に対する意識的な反動であった。それ故に近代の労働者運動は、シユルツェの協同組合運動との意識的・徹底的な対決の形で成立した。この対決において初めて労働者の中に手工業者は賃労働者と同一視

され得ない。従って「勤労階級」という概念の内部で區別されねばならないという認識が成熟することができた。他方において協同組合は、ラサールの見解の中心に、さらに詳しく言えば生産協同組合の形式の中にある。ラサールの社会政策の目標は、民主的な国家制度によって支持・援助された生産協同組合における営業と工業の組織だった。六〇年代の労働者運動の討議において生産協同組合が演じた中心的な役割は「とりわけ一部分は手工業における職人として、一部分は工場における工業労働者として労働する」手工業的職業の社会化を伴う労働者から構成されている初期の組織化された労働者運動の構成に基づいている。その結果として、初期の労働者運動に参加した労働者は、手工業的な観念に未だ強く結びつけられていると感じていた。

シユルツェ・デーリチュのタイプの協同組合制度は、六〇年代の初めまで、労働者においては「社会問題」そのものの解決と見なされていた。六・七〇年代の進むにつれて協同組合制度は益々中産階級的な方向に発達し、近代の労働者問題を解決するに適さないことが漸く明らかになった。

一八六〇年代以後、シユルツェの実際的な協同組合活

動は主として信用組合と庶民銀行に限られた。⁽⁵⁰⁾この協同組合部門においては強い資本家の傾向が注意を引きつけた。とりわけ信用組合が間もなく、その利益をもちや組合員の数によってでなく、出資の大きさによって配当したので、一八六一年にシユルツェは合資会社としてドイツ協同組合銀行を設立した。G・シユモラーは、一八七〇年に貸付組合においては組合員の約 $\frac{1}{2}$ が手工業者身分に分類できず、小商人、工場主、金利生活者その他これに類するものであったことを確認した。⁽⁵¹⁾原料品購買組合、共同販売組合、従って共同材料購入乃至生産物販売のための協同組合は、仕立屋、靴屋、指物師などの特殊な職業においてのみ普及した。一八七〇年まで信用組合の社会的構成に関する統計は存在しないが、六〇年代の組合員の社会・経済的性格の逆推論を可能にするシユルツェの一連の発言がある。シユルツェははっきりと、彼が信用組合がその元来の社会的諸目標からの甚だしい離反の危険にさらされているのを見たという事実を指摘している。既に一八五九年にシユルツェは、その会員の大半が富裕な中産階級に属している多数の信用組合に資産の無い者を除外しないように勧告している。⁽⁵²⁾一八六〇年にシユルツェは、最近「有産階級」が彼等の関心を信

用組合に向けたことを確認した。彼は取引の経験のあるグループの注目を信用組合の一層の繁栄にとって極めて好都合だとみなしたが、そのために彼の協同組合設立の本来の意図を忘れるということは決してなかった。

一八六三年三月十四日にドレスデンで開かれた国民経済会議で「中産階級の加入によって協同組合運動には物質的・精神的な点で重要な力が生じた」⁽⁵³⁾ことを認め、それと同時に「中産階級の大量の参加によって労働者の加入を困難にする」⁽⁵⁴⁾ことにならないようにと警告した。彼のこの警告は具体的な動機を持っていた。例えばミュンヘンの貸付組合の委員会は、一八六三年七月の総会で、定住している、すなわちミュンヘンの市民・家屋所有者と非定住の組合員とを区別し、後者に投票権を拒否する提案をしているが、これは中産階級のかなり富裕な部分⁽⁵⁵⁾が信用組合の内部で強く代表されていることを示している。また一八八〇年の富裕な階層への前貸額約七億八、七〇〇万マルクは下層階級への前貸額約六億五、〇〇〇万マルクを上廻っている。信用組合の内部で富裕な組合員が優勢になった結果、シユルツェは一八八三年には信用組合に対する無限責任と並んで有限責任を進んで認めた。このことは信用組合の社会的構成が富裕な階級に有

利に変化したので、彼等に歩み寄りねばならないこと、すなわち信用組合は資本力のあるグループによる支持を絶対に必要としていることをシユルツェが間接に認めたことを意味している。手工業者のみならず、労働者をも対象としたシユルツェの協同組合運動は、手工業者、とりわけ上層中間層のためのものに変質していった。「中間的存在」への労働者の上昇を必須の要素として内包する初期自由主義の概念は、シユルツェにおいても破綻した⁽⁵⁵⁾のである。

八

一八六二年十一月二日に開かれたベルリンの労働者大会は労働者の未来の路線を定めた。それに基づいてライプツィヒ委員会が全ドイツ労働者会議召集のための中央委員会に任命された。十二月六日に開かれたライプツィヒ中央委員会の第三会議では、八票対四票で労働者の概念の下で独立していない労働者だけが理解され得るということが決定された。それによって委員会は、「勤労階級」という概念の下に労働者と手工業者とを結合したシユルツェとはつきりと一線を画した。一八六三年五月にライプツィヒ中央委員会は、同市での全ドイツ労働者会

シユルツェ・デーリチュと協同組合運動

議の召集への問い合わせに答えたラサールの『公開答状』をめぐって分裂し、ラサールは委員会の急進的な委員と共同で「全ドイツ労働者協会」(ADAV)を創設した。それによって社会主義労働者運動の自由主義労働者運動からの組織的な分離の第一歩が踏み出された。しかし労働者大衆には、ADAVは未だ馴染がなかった。一八六三年夏に会員数は、ラサール自身の見積もりによると約一、〇〇〇人であった。それ故にADAVは未だ分派の性格を有していた。

従ってベルリンの労働者協会は、ライプツィヒ委員会の分裂の一月後の一八六三年四月十九日に可決した決議の中ではつきりと自由主義の側に賛意を表明した。他の労働者協会も多数がシユルツェの側についた。⁽⁵⁶⁾

ラサールは、『公開答状』でシユルツェとの論争を開始した。ラサールは、シユルツェは進歩党のすべての長所と誤謬を分ち持っているにもかかわらず、真に国民のためにしかるべきことを行つた唯一の党員であることを認めた。極めて不景気な時代に彼は「ドイツの協同組合の父及び創設者」となり、それによって「私は理論的な点では非常に彼の反対者であるが、精神の点ではそれに対して温かく彼と握手する⁽⁵⁸⁾」功献をした。しかし彼の組

合は、労働者階級の経済状態を改善するにはふさわしくない。信用組合と原料品購買組合は、自分の計算で仕事をしている小手工業労働者のための援助にすぎず、工場的大生産に従事している労働者にとってそれらは無意味である。そのうえそれらが援助をもたらすことができる者の数は、絶えず増大する工業化のために益々少なくなる。消費組合に対して彼は一時的な有益な効果しか認めなかつた。何故なら私有財産と経済的自由が支配的な原理である経済秩序の下では、労働者の生活条件の一切の改善は直ぐ続く賃金の下落に至らねばならないからである。労働への需要と供給に依存する賃金は、常に労働者にまさにその最低生活費を保証する自然賃金に適應する傾向を持つ。賃金は長く必要な生活費以下であることはできない。何故ならその場合は、飢え、貧困、未婚が労働の供給を減少させ、賃金を再び高額につりあげるからである。同様に賃金は長くは平均を上廻ることはできない。何故なら直ぐ結婚、より大きな子供の数とより少ない死亡数が労働者の供給を増大させ、賃金を押し下げるのである⁽⁵⁹⁾からである。

次に彼は、労働者の自由な協同組合の原理を工場的な大規模生産に適用することとなる彼自身の理念を展開し

た。労働者は生産者として結合すべきである。労働者階級を彼等自身の企業家にし、それによって平和的・合法的なやり方で、彼等に従来労賃と企業家の収益に分かれていた全労働収益を保証するとき、初めて賃金鉄則の冷酷な作用は取り除かれる。それ故にラサールは、国家の援助による生産組合の設立を支持した。必要な資本の提供や利息の引き受けなどの助力を国家に強いることは、独立の政党として組織された労働者が普通・平等・直接選挙権の採用を彼等の政治綱領にしたときに可能である⁽⁶⁰⁾。

このようなラサールの主張に対してシユルツェは、ベルリンで行った連続講演 (Kapitel zu einem deutschen Arbeiterkatechismus) の第六講でラサールに反駁した。彼の協同組合組織とラサールのそれとの間の相違は、唯彼は自助の原則に従って彼の組合組織を築こうとしているが、ラサールは国家の援助をもってそれを実行しようとしている点だけである。国家援助は国家の介入と不可分に結びついており、政治・営業の自由とそれによってすべての発展の可能性を押し殺す。自己責任と自助の廃止と同時に倫理的尊嚴の基礎、ドイツ労働者の市民的同権と経済的自由の基礎が廃止される。完全に失敗した国家助成金の例として、一八四八年の二月革命後フランス

において設立され、国費から三〇〇万フランを得、不名誉な失敗を喫した国立作業場を引き合いに出した。⁽⁶¹⁾最後にラサールのいわゆる「賃金鉄則」を甚だしい誤謬だとして、「諸君にもっともらしくこのようなことをしゃべり、経済学のすべての権威が自分の側にあると主張するのは、まったくラサール氏のあつかましさ、一知半解にふさわしい態度です」と述べ、彼の自助に基づく協同組合の実地的な、成功した試み、労働者と中産階級の組合参加と将来における運動の大きな発展の可能性を指摘して、「労働者が全体として我々の方に向かうとき、はじめて我々はひとかどのことをするができるのです。ラサール氏は思う存分しゃべったり、書いたりしています。……重要なことは行動し、組織することです。むしろにはきまり文句、こちらには資本と教養があります。どちらが勝つか知りたいものです⁽⁶³⁾」と講演を締めくくっている。

この論戦によってラサールのプロパガンダは所期の成果をあげることができなかった。ベルリンの労働者はラサールの進歩党攻撃に対して「シユルツェ・デーリチュウ万歳」と応じて、シユルツェの立場を支持した。しかし理論の問題としてはラサールの方に分があつた。⁽⁶⁴⁾シユル

ツェの「国家援助」の原則的拒否と「自助」の絶対視は、彼の目的の成功に対する最大の障害となつた。「労働者階級」の解放は、シユルツェの提案した方法では成功は望めなかつた。成功するためには自由な国家だけでなく、八〇年代のビスマルクの社会立法とともに開始し、今日に至るまで継続している干渉する国家が必要であつた。彼は彼の調和の信頼によって眩惑されて、高まつた彼の時代の階級闘争を過少評価してしまつたのである。⁽⁶⁵⁾

九

一八六〇年代の初めには、シユルツェは労働組合の組織に注意を向けなかつた。それと反対に賃金基金説から出発して、賃上げは賃金基金の増大か労働力の不足によつてのみ可能であるので、労働組合が賃上げを達成することは期待できないとして、労働組合の代わりに協同組合を勧めたが、六〇年代半ばに姿勢を変え、それまで反対していた労働者の団結の自由を肯定した。そして北ドイツ連邦の帝国議会にドルトムントの代議士ヘルマン・ベッカー (Hermann Becker) と共同で工業労働者のみならず、農業労働者の団結の自由を意図した法案を提出した。この法案によるとプロイセン営業法 (一八四五

年)のすべての制限的な規定は廃止されねばならず、とくに労働者の側の契約違反を特別に処罰する一八四条が廃止されねばならなかった。結局国民自由党による修正法案が帝国議会の多数によって採決されたが、連邦参議院で否決された。一八六六年にシュルツェは法案を新たに帝国議会に提出したが、一八六八年六月一七日に帝国議会の多数によって否決された。⁽⁶⁶⁾その後シュルツェは、マックス・ヒルシュ (Max Hirsch) とフランツ・ドゥンカー (Franz Duncker) によって代表される労働組合の設立に着手した。そのきっかけとなったのは、シュヴァイツァー (Johann Baptist von Schweitzer) 指導下の全ドイツ労働者協会 (Allgemeiner Deutscher Arbeiterverein-ADAV) の動向であった。すなわちシュヴァイツァーは、一八六八年九月二六日から二九日にかけて、ベルリンで労働組合の問題を協議するために「労働者会議」を召集した。それを受けて九月二四日のベルリンの全機械製造労働者の集会で「独裁者の命令の下で、社会戦争の組織のための」中央集権的な労働組合の形成を妨げるためにシュヴァイツァーの会議に参加する委員会が選ばれた。マックス・ヒルシュとフランツ・ドゥンカーと並んでシュルツェも機械製造労働者の集會に招か

れた。彼は列席している労働者に強く社会民主主義者のやるような「資本の非難攻撃」をしないように警告した。スローガンは、「資本を倒せ」であつてはならず、「資本をよこせ」である。社会的階級闘争でなく、協同組合と労働組合の組織が目標であらねばならない。⁽⁶⁷⁾新しい労働組合に対する多数の攻撃にもかかわらず、自由主義的労働組合の徴候はかなり有望だった。とりわけ社会的貧困の経験を持つ労働者には物質的・社会的向上への見通しは相対的に良好であるように思われた。社会民主労働組合運動は漸く緒についたばかりであつたので、自由民主主義的な市民の指導の資質への信頼は未だ消えていなかった。シュルツェは倦むことなくこのチャンスを利用した。例えば「社団法」に関して、シュルツェは社団に対して一定の標準的な条件を満たすことで法人の権利を獲得する可能性を目指して努力した。しかしその当時起こつたヴァルデンブルクの鉾山労働者のストライキのさいの鉾山所有者や彼等を支持した政府委員の取つた態度⁽⁶⁸⁾は、社会政策の計画を壊滅させるものであつた。ストライキの挫折とともに自由主義的労働組合の流れに労働者運動におけるより広範囲に及ぶ援助を与えて、社会民主主義

の流れに持続的な大衆にとって効果的な選択肢を對抗させる最後のチャンスが失われた。シユルツェが非常に強く警告し、ヴァルデンブルクのストライキの終了後もなお警告していた発展が明確になり始めた。(協同組合制度と反対に) 労働組合は、大工業家や彼等に近いグループの断乎とした反感に出くわした。しかしこのような態度を取ることによつて、企業家の社会的地位はますます危険にさらされている。労働者の雇用者への「絶対的な依存」の感情は、「相互性の関係」に席を譲らねばならない。とくに従来行われていた借金の支払いは、労働者と企業家の利害の共同を促進する企業家の純益への労働者の参加によつて補われねばならない。譲歩の必要について企業家を納得させるために、シユルツェは頻繁に彼等と対話した。また一八七〇年以後は一層しばしば雇用者と労働者の間の調停者の役割を引き受けた。それにもかかわらず、彼の中に自由主義的な「労働者の指導者」

を見ることはできない。彼は自由主義から切り離された、独立の労働者運動に反対して戦つた。⁽⁶⁹⁾一八六四年に「社会民主主義者の煽動に対してドイツの労働者の中の健全な傾向を守る」ために彼の提案でベルリンに秘密委員会が設立され、その議長を彼は引き受けた。指導的な進歩

黨員ヴィルヘルム・レーヴェ (Wilhelm Löwe) とフランツ・ドゥンカー (Franz Duncker) もそれに所属していたこの委員会は、「関係するグループにパンフレットと大衆向きの、労働者問題を扱う書物の伝播によつて社会民主黨員の煽動に立ち向かうこと」をその使命にした。その基金はドイツ協同組合銀行によつて管理された。

シユルツェの社会民主主義的、独自の労働者運動の原則的な拒否は七〇年代においても続いた。その結果、彼は目に見えて、社会政策の面で孤立した。何故なら自由主義・ブルジョア陣営から僅かの支持しか期待できなかったからである。無条件の団結の自由は国民自由黨員によつて支持されたかつたし、自由主義的な労働者政策のチャンスは、六〇年代の終わりにシユレージェンの鉱山所有者によつて破壊された。

一〇

帝国建設後、シユルツェの議会活動の中心は、もはや完全な予算権と内閣責任制の問題ではなく、国民自由黨員の支持が当てにできる経済・社会——協同組合制度の領域であつた。彼はその死の六年後の協同組合法(一八八九年)の新条項の追加をもはや経験することはなかつ

たにしても、七〇年代に国民自由主義の政治家と協力して新しい協同組合法の礎石を置いたのは彼の功績であった。

一八七一年にシュルツェは、「国民教育の準備のための協会」に加入し、彼に提供された議長の職務を引き受けた。「協会」の議長の職務は本質的に象徴的な性格を持っていた。シュルツェは「ドイツ労働者協会協会会議」(VDAY)の過激化を分かち合えずに新しい定点を求めていた自由主義教育協会の結合点として役立つべきであった。「一部の精神的・道徳的教育の普及」、「個別の科学的・技術的学科目における専門教育への機会」、「国民図書館の確立」、「社交的な気晴らしの催し」と「さまざまな階級間の個人的な接触の仲介」の背後には無教育に対する戦いは、同時に保守的、教会的、社会主義的政党に対する戦いであるという政治的意図があった。保守主義、教皇権至上主義、社会主義に対する共同の行動は、「協会」における左派・右派自由主義者の協力の基礎であった。シュルツェもこの戦線に加わった。彼は「教皇権至上主義との容赦のない戦い」を支持した。有権者は教皇庁の不正な権力と社会主義の危険について啓蒙されねばならなかった。

その反社会主義にもかかわらず、シュルツェは社会主義者鎮圧法を拒否した。この法律の中に彼は(社会主義に対するよりも)自由主義に対する攻撃を信じ、全政治生活の侵害を予測した。しかし市民の基本的権利に対する攻撃を防ぐべく社会民主主義と手を組むという戦略は、社会政策観の橋渡しできない対立のために望めなかった。シュルツェは従来よりも強く自治の原則に固執したので、彼にとって自助は教義になった。その結果、彼は国家の側からの経済・社会への一切の干渉を殆ど無差別に社会主義と見なした。この理由から彼は、一八七二年にアイゼナハでグスタフ・シユモラーの決定的な協力の下に創設された社会政策学界への参加を拒否した。死に至るまで、彼は、国家の社会政策と社会民主主義の努力は、その都度、それなりの仕方でも市民社会の基盤に対する破壊工作をすることになるかもしれないという観念に固執していた。ビスマルクの社会立法は、市民の独立に対する攻撃であった。逆に社会民主党の支配は、一階級の、労働者或いはむしろ労働者階級の他のすべての社会的集団に対する独裁を意味した。彼にとって「労働者の手中の国家」は、「国家の手中の労働者」と同じような不気味な幻であった。

シュルツェ・デーリチュが具現したような、左派自由

主義的・民主的な弁護士、社会改革者、議会政治家の四八年代の世代にとって、社会的・憲政的改革措置は解くことのできない統一を成していた。一八四八年の革命中、国家的措置による小商工業従事者の保護のための営業の自由のある程度の制限を有意義と見なしていたシュルツェ・デーリチュは、革命後自由主義的な社会改革の原理へと転じた。今や自助、助成説、一切の国家干渉主義の否定が中心となった。この方向づけの転換はまず第一に経済政策的に動機づけられなかった。主として四八年代の民主主義者と断乎たる自由主義者によって、一部分全ドイツ労働者友愛会の努力に直接結びついて設立された前世紀の五〇年代の協同組合運動にとって、自助は、革命を武力で鎮圧した反動的なプロイセン国家に対する抗議を意味していた。それを越えてシュルツェの指導する協同組合運動は、その非政治的な外見にもかかわらず、自由主義的・民主主義的要求を達成するための一種の国民運動を組織化するのに役立った。社会政策的には、シュルツェは全社会を含む改革の計画を追及した。手工業者だけでなく、賃労働者の協同組合的結合によって階級社会的な両極分化は防げられ、中間層が広められるべき

であつた。

しかし協同組合運動は、六〇年代にはこのような政治的・社会的統合の目的を実現できなかった。社会政策的点でも協同組合運動は、シュルツェが最初に計画した改革の構想から益々遠ざかった。前貸組合は繁栄したが、小手工業者や賃金労働者だけでなく、商人や自由業者のような富裕な中間身分層も益々それに加わった。これらのグループの一部の者は、組合から下層階級を追い出そうと努めた。このように富裕な中産身分層は下に対して隔絶した。協同組合運動は、シュルツェの意図した中産階級の社会的開放の代わりに、今や防御的に作用した。⁽⁷⁰⁾

ドイツの協同組合の歴史は、ドイツ自由主義の中心問題を反映している。すなわち最初は工業化とともに増加し、(その一部分は、元来は社会的弱者のために考えられた連帯責任の基盤の上での結合の利益を利用するために協同組合をすぐにも必要とした) 中間的存在は、自由主義者の期待に反して「むしろ社会保守的で進歩的でない」志向を示した。その結果、シュルツェは次のようなディレンマに陥った。一方では全国協同組合の議長として、彼は協同組合の純然たる経済的利益を代表せねばならなかった。他方彼の社会政策的なアンガージュマンは、

依然として中産階級の「開放」を目指していたので、社会保守的な転向をすることを彼は拒否した。協同組合からの社会的弱者の除外の結果に対して、彼は繰り返して警告した。

手工業者ととりわけ賃金労働者の協同組合的結束だけが、彼等の物質的狀態を改善し、全社会的な改革を導入するに足りるといふ彼の想定は、彼が未だ前工業的な觀念に如何に強くとらわれていたかを明らかにする。彼は工業化がな一方に企業家、他方に独立或いは協同組合に組織された手工業の親方と賃労働者の間の競争を許すかぎりそれを支持した。⁽⁷¹⁾ シュルツェは、前工業的狀態にもどろうとはしないが、階級社会的な分極化を避けようとし、その理想はダイナミックな工業社会ではなく、むしろあらゆる種類の中・小企業と協同組合の見通しできる、僅かに工業化された社会である自由主義者に属していた。

シュルツェのこの意見は、一見自由主義的な市民の広範なグループによって分ち持たれていたように見える。国民経済會議は、少なくとも六〇年代の半ばまで、協同組合問題に議事日程での重要な地位を割り振った。協同組合法は、進歩黨員と国民自由黨員の共同の行動のおか

げで一八六六／七年に成立した。

しかし彼等が協同組合制度を促進する決心を固めた動機は、シュルツェのそれと根本的に違っていた。国民経済會議、保証組合、右派自由主義者もしくは国民自由黨員にとつて、協同組合運動の支持は、既に社会・防衛的な中産階級の政策の一環であった。それに対して、シュルツェは最初に自由主義によつて定式化された全社会的利益を代表する⁽⁷²⁾という要求に固執していたので、六〇年代にはその協同組合の構想を補足せねばならなかった。彼は、その一部が成立した労働者運動の印象の下で協同組合、生産協同組合は、それだけで近代工業労働者の問題を解決するには十分でないことを認識した。従つて彼は、無制限の団結の自由、労働組合とそれに接続する共済資金の法的な再評価を要求した。彼は、労働者のこれらの要求を正当且つ不可欠なものと認めたので、一方では初期自由主義の流儀で社会的・経済的紛争を専ら協同組合の援助をもつて調和的に解決することを断念した。他方において彼は、労働者・手工業者問題の評価に有産階級の利益の観点を適用しなかつた。彼はヴィルヘルムの社会的自由主義とフリードリヒ・ナウマンを中心とするグループに方向を示す作用を及ぼした。彼とともに労

働者は「施し物」を必要とせず、むしろ「この世の財へのより大きな分け前への」「権利」を持つという認識が認められ始めた。

社会問題についてのこの見解によって、シュルツェは進歩党内で益々孤立した。一八六六／七年の党の分裂後ですら、彼は自由主義労働組合の創設者であるマックス・ヒルシュとフランツ・ドゥンカーの側からの支持しか得られなかった。

社会問題は、帝国創立期の自由主義の党政策の中心ではなかった。自由主義の党政策は、まず第一に国民国家の統一政策とプロイセン及び新帝国の憲政的な形成によって支配された。シュルツェがこの新しい目標を支持すればするほど、彼は憲政的にビスマルクとともに獲得された妥協に満足し、社会改革の政策をおろそかにする右派自由主義の傾向に対抗した。彼にとって社会改革の政策は依然として全社会改革の政策の中核であり、自由主義の防衛力にとって欠くことのできないものであった。

註

- (1) Lothar Gall, *Liberalismus und »bürgerliche Gesellschaft«*. Zu Charakter und Entwicklung der liberalen Bewegung in Deutschland, in: *Liberalismus*, Herausgegeben von Lothar Gall, Köln 1976.
- (2) Ebenda, S.176.
- (3) Ebenda, S.175.
- (4) シュルツェの伝記については、vgl. Rita Aldenhoff, *Schulze-Delitzsch. Ein Beitrag zur Geschichte des Liberalismus zwischen Revolution und Reichsgründung*, Baden-Baden 1984; Helmut Faust, *Schulze-Delitzsch und sein genossenschaftliches Werk*, Marburg 1946. 参照。
- (5) Vgl. Aldenhoff, a. a. O., S. 29 ff.
- (6) ロトベルトゥスの党派は、「憲法は、「国王と人民が共同で主権を行使する」という原則から出発し、国王には停止的拒否権が認められるべきであり、選挙は普通平等であるべきだとする。シュルツェは彼の憲法案で二院制を支持し、第二院の選挙権は普通、秘密、直接選挙権があるべきであるが、「市民権を完全に所有」していない、六ヶ月来一定の住所を証明できず、公費から生活扶助を得ていた者は選挙権から除外される。第一院の議員は間接選挙によって国民から選ばれる。その場合個々の選挙人によってでなく、郡・市町村の代表によって選ばれる。第一院は、第二院がそれに傾きがちな中央集権と余りにも迅速・性急な動きに対する対重を形成すべきであると述べている。Edenda, S. 40 ff.

- (7) Faust, a. a. O., S. 16.
- (8) Hermann Schulze-Delitzsch's Schriften und Reden, hg von Friedrich Thorwart, Bd. 3, S. 23, Berlin 1910.
- (9) 「何人にも今後はもはやイヌングもしくは法律で定められた試験委員会での試験によるその能力の前もっての証明なしに手工業の独立の経営は認められない」(第一条)
- 「手工業の勤勉さの対象である労働の製作は、事柄の性質がそれをなんとか許すかぎり、将来国費で維持されるすべての施設、とりわけ監獄と軍司令部に限って行われる。」(第二条)「手工業の製品との行商の許可は今後はもう与えられない。」(第三条) *Zit. nach Aldenhoff, a. a. O., S. 60*
- (10) 一八四八・四九年の多くの民主主義者は、この時期に協同組合の中に政治的なすみかと合法的な活動の場を見出した。Schulze, Bernhard, *Zur linksliberalen Ideologie und Politik. Ein Beitrag zur politischen Biographie Schulze-Delitzschs*, in: *Die Grosspreussisch-militaristische Reichsgründung 1871*. Hrsg v. Horst Bartel und Ernst Engelberg, Bd. 1, Berlin 1971, S.276.
- (11) シュルツェは、協同組合について後年「経済的目的において個々の小さな、取引において消滅しつつある力にできるだけ多くのその連合によって大きな力の利益を意のままにさせる少数の、資産のある、とくに勤労階級の間の結合」と述べている。Schriften und Reden, Bd. 1, S. 272.
- (12) 両組合については Vgl. Faust, a. a. O., S. 25 f.
- (13) 両共同組合の活動については Ebdenda, S. 26 f.
- (14) Ebdenda, S. 28.
- (15) *Mitteilungen über gewerbliche und Arbeiter-Associationen*, Leipzig 1850.
- (16) *Associationsbuch für deutsche Handwerker und Arbeiter*, Leipzig 1853.
- (17) 「その単なる形式的、制限的な傾向を持つツンプト制度は、いっさいの内容がなく、死んでいる。外からの営業立法によって有機体の内的な力から沸き出てこない生命を再びもたらそうとすることは全く無駄なことである。」(Schriften und Reden, Bd. 1, S. 56 f.)
- (18) *Associationsbuch*, S. 41.
- (19) Ebdenda, S. 43. 坂井榮八郎教授も「ベルリンの労働者会議は中央委員会から地域・地区委員会に至る組織づくりに着手した。しかしこれは『上から下へ(von oben nach unten)』の組織づくりであったから頂点があっても土台が弱く政府の弾圧で瓦解してしまったのである」と述べていられる。坂井榮八郎『ドイツ近代史研究』山川出版社、一九九八年、一七八頁。
- (20) そのさいシュルツェは、革命期間中に手工業者によって行われた工業の発展への順応の提案——手工業者銀行の設立、(イヌング的な基礎に基づく)原料の共同の購入、手工業ホールでの共同の生産もしくはそのために予定されたホールでの共同の販売など——を念頭においていた。Aldenhoff, a. a. O., S. 86.

- (21) Associationsbuch, S. 6.
 (22) Ebenda, S. 8.
 (23) Aldenhoff, a. a. O., S. 92.
 (24) Schriften und Reden, Bd. 1, S. 239.
 (25) Lothar Gall/ Reiner Koch (Hrsg.), Der europäische Liberalismus im 19. Jahrhundert, Bd. 3, S. XXIII.
 (26) Werner Conze, Möglichkeiten und Grenzen der Liberalen Arbeiterbewegung in Deutschland. Das Beispiel Schulze-Delitzchs, Heidelberg 1965, S. 19.
 (27) Gall, a. a. O., S. 176.
 (28) Associationsbuch, S. 13 f.
 (29) デーリチュの最初の協同組合は、一八四九年に成立した疾病共済組合 (die Krankenkasse) と死亡共済組合 (die Sterbekasse) である。Aldenhoff, a. a. O., S. 100.
 (30) Ebenda, S. 103.
 (31) Ebenda, S. 103.
 (32) Ebenda, S. 104.
 (33) Ebenda, S. 106.
 (34) Faust, a. a. O., S. 38.
 (35) Association という言葉を Genossenschaft と言う言葉に変えた理由は、この組織形態が本来のドイツ的なものであることを示すことと以前からの社会主義的な伝統を保持した Association という言葉に対する会員の不信感を除去するためであった。シユルツェ・デーリチュ、東信協研究センター訳編『シユルツェの庶民銀行論』日本経済評論社、一九九三年、一六二頁。

- (36) Schriften und Reden, Bd. 5, S. 106 f.
 (37) Ebenda, S. 104.
 (38) 『Jの全權』の「31頁」 Vgl. Faust, a. a. O., S. 40 f.
 (39) Aldenhoff, a. a. O., S. 129.
 (40) Schriften und Reden, Bd. 3, S. 224.
 (41) Aldenhoff, a. a. O., S. 131.
 (42) Schriften und Reden, Bd. 4, S. 1-10.
 (43) Ebenda, S. 4.
 (44) Ebenda, S. 8.
 (45) Aldenhoff, a. a. O., S. 133.
 (46) Ebenda, S. 134.
 (47) 進歩党の右翼・左翼間のそれ以上の意見の相違は、政府の提出した鉄道路線の建設に関する法案とトリーア鉄道の建設資金に対する四%の利子の保証の認可に関する法案の協議を機縁としてあらわになった。Vgl. Aldenhoff, a. a. O., s. 144.
 (48) 一八七一年においても、ドイツ帝国の総人口の六三・九%が、人口二、〇〇〇人以下の市町村に住んでいた。Ebenda, S. 146.
 (49) 一八六一—六二二年のプロイセンでは、五〇人以上の被傭者がいる大経営では三三〇、〇五七人の労働者しか雇用されていない。全部で六〇—七〇万人の労働者が工場で働いていた。それに反して農業労働者(下僕、下女、日傭労働者)数は、二、一九九、六〇九人に達した。手工業の親方の数は五三四、二九〇人、職人と徒弟の数は五五六、四三四人であった。Ebenda, S. 146.

- (50) Toni Offermann, Arbeiterbewegung und liberales Bürgerturn in Deutschland 1850-1863, Bonn 1979, S. 212.
- (51) Aldenhoff, a. a. O., S. 165.
- (52) Ebenda, S. 163.
- (53) Ebenda, S. 165.
- (54) Ebenda, S. 165 f.
- (55) 山井敏章『ドイツ初期労働運動史研究——協同組合の時代——』未来社、一九九三年、一三三四頁。
- (56) ラサールが労働者の支持を得られなかった理由は、彼の作成した綱領の中に求められる。そこで述べられた民主的な選挙権への要求は労働者の賛同を得たが、国家に援助された生産組合に関する綱領は大多数の労働者にはうさんくさく思われた。労働者はまたラサールの唱える進歩党に対する闘争を拒否した。彼等はこの闘争の中に「反動に対する自由主義的な市民階級との共同の闘争の連帯に対する理解できない違反」を見た。それと並んでラサールの人柄の中にも彼が支持されなかった理由が見出される。彼の独裁的な指導の仕方、ベルリンでの公的な声明で打ち出した口調や他の外見は、民衆にとって幾分俗物的だが、労働者に対してある種の温かさがないわけではないシユルツェ・デーリチュの態度に比べて見劣りがした。その結果A D A Vの大会に出席した労働者は国民協会とシユルツェのために万歳を唱え、A D A Vに対して彼等の入会金の返還を要求した。
- (57) Aldenhoff, a. a. O., S. 178 f.
- (57) Ferdinand Lassalle, Gesammelte Reden und Schriften, Herausgegeben und Eingeleitet von Eduard Bernstein, Dritter Band, Berlin 1919. 両者の論争については、平実『社会政策的協同思想——ドイツ協同組合思想史——』、ミネルヴァ書房、八八—九〇頁、坂井、前掲書、一八二—一八四頁参照。
- (58) Lassalle, a. a. O., S. 52.
- (59) ラサールは、彼のこの賃金学説を「賃金鉄則」と名付けた。
- (60) Lassalle, a. a. O., S. 88 f.
- (61) Schriften und Reden, Bd. 2, S. 169.
- (62) Ebenda, S. 156.
- (63) Ebenda, S. 173.
- (64) 坂井、前掲書、一八四頁。
- (65) Conze, a. a. O., S. 27 f. なおシユラエプラーも同様の見解を述べている。Ernst Schraepfer, Linksliberalismus und Arbeiterschaft in der preussischen Konfliktzeit, in: Forschungen zu Staat und Verfassung. Festgabe für Fritz Hartung, Berlin 1958, S. 399.
- (66) Aldenhoff, a. a. O., S. 207.
- (67) Ebenda, S. 209.
- (68) ヴァルデンプルクの鉱山の所有者は即刻解雇するといふ刑罰でもって、労働者に労働組合から脱退するのみならず、このような団体に他日再び加入することを断念するように要求した。この要求の中にシユルツェは、一八六九年の工業条令によって与えられた団結の自由に対する企業案の違法な攻撃を見た。当時対決の調査のために

ヴァルデンブルクに派遣された政府側の委員は、労働者の代表と話し合うことなしに、企業家を支持した。Ebenda, S. 211.

(69) 「私は知力と財産がそこから退いた大政治運動が長く続く繁栄の状態を確立したという場合を一つも知らない。とりわけ教養のある中産階級と労働者、国民の頭と手との分裂は常に反動の勝利になった (Schriften und Reden, Bd. 2, S. 13.)」と彼は述べている。

(70) Aldenhoff, a. a. O., S. 240.

(71) 平実教授は、「シュルツェ・デーリチュの提唱する信用組合は、……手工業者の小市民的意識に訴える十分なものを持っており、ドイツ資本主義は、これを逆に利用したといってもよいのである。すなわち手工業者を急速に没落せしめずに、ある程度これを維持することは、いわば産業資本として、十分その基礎を確立しなかったドイツ資本主義にとっては、資本と労働との対立を緩和する一種の緩衝地帯として手工業者を維持することが利益であった」と述べていられる。平実『社会政策的協同思想——ドイツ協同組合思想史』ミネルヴァ書房、一九五八、九九頁。

(72) 序論で引用したガルの一九世紀前半の自由主義者の将来の社会像参照。